

令和6年11月28日（定例会）

令和6年
奈良県広域消防組合議会
第2回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和6年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録目次

○11月28日

開会	2
管理者招集挨拶	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	3
議長諸報告	3
管理者諸報告	4
一般質問	4
報第 6号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	9
議第 13号 財産の取得について	10
議第 14号 財産の取得について	10
議第 15号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について	12
認第 1号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について	13
管理者閉会挨拶	17
閉会	17

令和6年11月28日

令和6年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

奈良県広域消防組合議会

令和6年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

令和6年11月28日（木曜日）午後2時00分 開会

議 事 日 程

令和6年11月28日（木曜日）午後2時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議長諸報告
日程第 4 管理者諸報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 報第 6号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 7 議第13号 財産の取得について
日程第 8 議第14号 財産の取得について
日程第 9 議第15号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について
日程第10 認第 1号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出 席 議 員 （24名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 大橋基之君 | 2番 市本貴志君 |
| 3番 辰巳光則君 | 4番 竹邑利文君 |
| 5番 岡田光司君 | 6番 勝井太郎君 |
| 7番 寺前伊平君 | 8番 仲山嘉君 |
| 9番 中拓也君 | 10番 福田浩実君 |
| 11番 山口昌亮君 | 12番 中川靖広君 |
| 13番 牧浦秀俊君 | 14番 沖優子君 |
| 15番 西井覚君 | 16番 川田裕君 |
| 17番 小原薫君 | 18番 西澤巧平君 |
| 19番 平井清君 | 20番 丸井雅弘君 |
| 21番 中垣内敏博君 | 23番 植田龍一君 |
| 25番 南満君 | 26番 小西章裕君 |
-

欠 席 議 員 （2名）

- | | |
|----------|-----------|
| 22番 中勝洋君 | 24番 奥田英人君 |
|----------|-----------|

地方自治法第121条の規定により出席した者

管理者	亀田忠彦君	代表副管理者	中井章太君
副管理者	上田清君	副管理者	並河健君
副管理者	金剛一智君	副管理者	小山手修造君
副管理者	阿古和彦君	監査委員	梅崎浩充君
消防長	寺崎至亮君	副消防長	立野健司君
組合事務局長	梅野正和君	総務部長	徳永達也君
人事部長	長塚典義君	警防部長	丸本千彰君
予防部長	岡本寿広君	会計管理者	北嘉文君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	箱谷英雄君	議会事務局次長	生多章人君
議会事務局主幹	上田直紀君	議会事務局指導官	森昌子君

午後2時00分 開会

○議長（南満君） ただいまから、令和6年第2回定例会を開会いたします。

理事者より、会議にて資料作成が必要になった場合に備え、議場に設置されましたカメラより会議内容を職員控室に配信したいとの要望がございます。これまでと同様に配信することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南満君） ご異議がございませんので、ただいまから中継させていただきます。

管理者招集挨拶

○議長（南満君） 管理者から招集の挨拶がありますので、これをお受けいたします。管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、令和6年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、何かとご多忙にもかかわらず、ご出席を賜っておりますことに心から厚く御礼申し上げます。

さて、本会議では、報告1件、財産の取得2件、奈良縣市町村総合事務組合に係る規約変更が1件、そして、認定1件を提案させていただき予定となっております。

何とぞよろしくご審議を賜りますことをお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、開会のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（南満君） これより本日の会議を開きます。

ただいま、出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南満君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

奈良県広域消防組合議会会議規則第87条の規定により、14番、沖優子議員、26番、小西章裕議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（南 満君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会で審査願っておりますので、議会運営委員会委員長より報告を求めます。委員長。

○議会運営委員長（川田 裕君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会を代表して報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、11月15日に令和6年組合議会第2回定例会の運営についてを議題として開催いたしました。

まず、会期についてでございますが、11月28日の1日間と決定いたしました。

次に、日程でございますが、日程第3、議長諸報告、日程第4、管理者諸報告と続きまして、日程第5で一般質問、日程第6から日程第10まで、報告1件、財産の取得2件、規約変更1件、認定1件を予定しております。

また、お手元に申し合わせ事項を配付しておりますが、一般質問における質問者1人あたりの持ち時間について、現在、30分としておりますが、これを、答弁時間を除いて15分と変更することにいたしましたので、ここにご報告申し上げます。

最後に、議会運営委員会において、閉会中に会議の運営について審査する必要があることから、奈良県広域消防組合議会会議規則第109条の規定により、継続審査について、ここに申出をいたします。

これをもちまして、議会運営委員会の報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら委員各位の補足説明をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（南 満君） ただいまの報告に対し、確認事項はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） なしと認めます。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日間と決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日とすることに決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

○議長（南 満君） 続きまして、日程第3、議長諸報告について報告させていただきます。

監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告について通知がございました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご清覧おき願います。

これにて議長諸報告を終わります。

日程第4 管理者諸報告

○議長（南 満君） 日程第4、管理者諸報告を受けることにいたします。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 管理者諸報告につきましては、事前にご配付させていただきました行政報告に代えさせていただきますので、ご清覧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（南 満君） 以上で管理者諸報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（南 満君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が2件来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席からの発言をお願いいたします。発言については、質問時間のみで15分とし、事前通告に沿った内容で質問をお願いいたします。通告内容と違う場合や議題外にわたる場合は発言を制止する場合がありますので、ご注意願います。質問の順番は、先例により、議席番号順といたします。

それでは、初めに、11番、山口昌亮議員の質問を許します。

11番、山口議員。

○11番（山口昌亮君） 平群町の山口です。せっかくの機会ですので、1回は質問したいなと思っていましたので、今日、この機会を得られてうれしく思っております。

私からは、「住民に近い広域消防組合へ、各市町村議会に報告と意見聴取を」ということで出させていただきました。

中身については、昨今、地震だけでなく、地球温暖化による異常気象で災害が多発し、大規模化していること、また、高齢化が進む中で増えている救急搬送への対応からも消防体制の充実強化がますます重要になっています。そのような状況の下、2014年4月に県内37市町村で構成する奈良県広域消防組合が発足しました。発足から10年、当初、強調された財政のスケールメリットが十分にあったとは私自身は思いませんが、ただ、消防行政としての役割は十分に果たされていると思っています。

私は、先ほども言いましたように、今年度初めて広域消防組合の議員に就任しました。せっかくの機会ですのでということで発言するわけですけれども、当組合創立前から、構成団体議会の議員として色々感じる場所があったわけですけれども、その中で、広域、37市町村ですから奈良市と生駒市を除いた奈良県の全ての市町村になるわけですが、そういう大きいくくりの中で、奈良県の消防行政がどうなっているのか、そのようなことがなかなか住民の皆さんに伝わっていないのではないかと、この間、ずっと思っておりました。そういうことから質問させていただいているわけですけれども、そこを何とか変えていく必要があるのではないかと。そのために、自治体によって違いはあるとは思いますが、私には、なかなか遠いものになっているという意識があるものですから、そこで、住民に最も近い市町村議会に、1年に1回でも消防組合の活動や財政状況、また、抱えて

いる課題などを報告、説明していただいて、そして、それぞれの議会の議員からも意見を聞く機会を設けてほしい、これが今回の質問の趣旨ですので、どういう形でかは別にして、是非、前向きな答弁をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（南 満君） ただいまの質問に対して答弁をお受けいたします。

梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） 11番、山口議員の質問にお答えいたします。

各市町村への状況報告や意見聴取につきましては、区分会議、市町村長総会、事務担当者説明会を通じて説明しておりますが、各市町村議会への直接的な説明は、組合議員の役割を尊重する必要もあり、慎重な対応が求められますので、今後、不足しているという部分につきましても、市町村長や事務担当を通じた説明をよりきめ細かく行うことにより、組合運営の理解促進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 11番、山口議員。

○11番（山口昌亮君） 第4区分については、昨日も郡山の消防署で会議があったので、そのことはよく分かっているんですけども、ただ、今、局長から答弁があった、それぞれの市町村長はじめ担当からということなんですが、それはそれぞれのところでも話しているんですけども、なかなか具体的に答えが返ってこない。また聞いて、という話にもなりますし、それであれば、もちろんお忙しいということや、37も市町村があるわけですから、そこを全て訪問してというのは確かに難しいことだと思うんですけども、できるだけきめ細やかにと今おっしゃったけれども、一定の規則的なものをつくって、それぞれの議会で、例えば決算・予算、年1回でいいですけども、そして、新しく色んなもの、例えば昨日の報告でしたらドクターカーとかの導入もされてきたということで、そういうことについても、平群町だけかもわからないですけども、全くそういう報告がないんですね。例えば予算のときに、平群町では2億ちょっとのお金を予算で消防に拠出ということになるわけですけども、その中身についても、もちろん37から集まったお金でやっているわけですから、そのことどうのこうのじゃないですけども、一応、どうなっているかというのは、やっぱり私は県民の皆さんに知らせていくのが大事だと思いますし、特に、議会がそれを知れば、それぞれの議会の議員さんというのはそれぞれでニュースを出されたりやっているわけですし、また、それぞれの議会では議会だよりも出されているので、その辺をもうちょっと、住民にしっかり知らせられる、特に、各議会でも消防行政のことにもっと関心を持って議論できるようにする必要があるのではないかと思いますので、具体的に今後はここを強化したいというのを、今日は出なくても、何らかの形で実施していただければと思いますので、その点について、もう一度、答弁していただければ幸いです。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、住民、ひいては組合議員以外の方も含めた市町村議員に対して十分な説明が行われていないのではないかとという問題意識でございますが、こちらも、もっと皆様のところ、住民にこちらの活動が伝わるようにしなければならぬと考えております。今後、市町村の広報とかを積極的に活用しまして、市町村を通じて、より細かく説明できるよう対応し

たいと思います。

以上です。

○議長（南 満君） 11番、山口議員。

○11番（山口昌亮君） ありがとうございます。

市は別にして、町村の場合、議長なり議会の代表で、全員がこの議員になるわけではないので、そのことは十分ご存じだとは思いますが、そういう点から見ても、それぞれの議会に対して広域の方からしっかり色んな説明、また情報発信をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（南 満君） 山口議員の一般質問はこれで終わります。

次に、16番、川田裕議員の質問を許します。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。通告書には詳しく記しておきましたので、一般質問では、その趣旨の確認を行うものといたします。

まずは1番の、組合の経費の負担割合に係る概念についてお聞きいたします。

この質問において確認を行いたい部分は、各構成団体が経費を負担する概念についてであります。規約の負担割合に係る条文上の解釈であります。規約17条第2項には、管理者が第1項の規定が適当でないとする経費については関係市町村の協議により負担方法を定めると規定されています。しかし、協議により全てが決定できるものではなく、地方財政法の趣旨から考えても、負担割合の基礎となるものは消防組織法で規定される市町村における消防事務のコストが原理的な軸であり、決して水平補完的な経費の負担区分を乱すことはできないと認識しております。また、特に町村においては、単独の消防事務に係る経費は財政上の困難も考えられることから、国の諮問機関である地方制度調査会の審議においても、都道府県による垂直補完が審議されております。これらの概念について、組合の見解をお示しいただきたいと思っております。

壇上からの質問を終わります。

○議長（南 満君） ただいまの質問に対して答弁をお受けいたします。

梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） 16番、川田議員の質問にお答えいたします。

外形上、組合内の経費負担方法を定めているだけであっても、事実上、市町村間で極端に財政転嫁となるような水平補完は地方財政法の趣旨に反するおそれがございますので、地方財政法の趣旨を踏まえつつ、公平な負担方法を基本概念とすることが大切と考えております。また、今後、救急需要に対応できるよう、国、県に対してさらなる広域調整の役割拡大、垂直補完を求めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ご答弁、ありがとうございました。

今、公平な負担方法を基本概念とするというご答弁でありました。もう一度お聞きしますが、その基本的概念とは、壇上での質問でもお聞きいたしましたが、消防組織法で規定

される市町村における消防事務コストが原理的な軸であると認識しておりますが、再度、ご見解をお願いします。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） ご質問にお答えいたします。

具体的には、受益負担を無視した単純な水平補完でなく、サービスを受けた市町村がそれに応じて支払うことと、あと、各市町村の財政力、双方を考慮した負担方法を目標とすべきと考えております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ちょっと意味が分かりにくいんですが、もう一度お聞きします。

そもそも、最低でも単独で消防事務を行った場合の経費というものがあります。これがもともとの負担割合の原理的な軸になるものでありまして、サービスというのは、全部、公平に行われておりますから、ただ、ご指摘もされますように、受益を極端に受けている場合はその限りでないと、このような読み方ができると思うんですけども、まず、僕が聞いているのは、原理的な軸は何が基になっているのかということなんです。でないと、今、規約で示されていますように、いわゆる基準財政需要額割であるとか救急出動件数割ということになって、一度、簡単に計算してみたんですが、これだったらかなり負担の偏りが出てしまうわけです。だから、まず、原理的な軸というものを明確にさせていただきたいということで、消防組織法という法律では、各市町村がその事務の費用を負担すると義務づけられておりますので、これが原理的な軸になるのではないかと。もう一度、確認をお願いいたします。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、消防組織法上、市町村に消防の責任がございますので、旧消防において負担していた額が、基本のサービスとして、まず、出発点になると考えているところでございます。それがすなわちサービスを受けた額と近寄っていくということになっていると考えております。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ありがとうございます。大体、そこでは認識の違いはないものだと確認いたしました。

次、2番の質問に行きます。

共同事務の概念と、その事務帰属の制度についてお聞きいたします。

まず、組合の事務は規約3条で規定され、これが共同事務とされております。その事務の処理に係る経費の分担も規約に規定されておりますが、旧規約上においては、共同事務と位置づけられているにもかかわらず、その経費区分に関しては、「普通建設事業費のうち、庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関するもの」は組合市町村の協議による負担とされておりました。これは旧規約に関してです。ところが、前回の議会でもご指摘させていただきましたが、例えば吉野署の件でありまして、現金の支払いが行われたということによっても、建設で、起債を発行してやっている場合でも、その後、制度が変わって、今はいわ

ゆる共通経費扱いになっているわけです。ところが、以前、現金でお支払いになったところは共通経費に含まれず、単独経費としてお支払いになっていたという事実はこの間の組合議会でお認めになったところであります。これは、先ほど言っていた原理的な軸の費用負担ということではなく、制度上の格差の部分に当たるので、これは速やかに是正を行って、その不公平を解消しなければならないという結論が導かれると思うんです。そのあたりにつきまして、組合の見解、あれから4、5ヵ月たっていますので見解はまとまってきていると思いますので、制度上の取扱いによる実質負担の格差について、組合の見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） 議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、令和3年度より自賄いから全体統合に負担方法が変更されたことにより生じた問題ですが、会計年度独立の原則があるため、単純に本年度の分担金で過去の経費を負担するという事は難しいと考えております。しかし、前回議会で議員がまさにお述べのとおり、サービスの受益負担に着目するのであれば、当年度の償還額は施設のサービス額とイコールと考えられますので、公債費や分担金など財源の違いで当該年度の施設のサービスに対する負担方法が異なるのは改善の必要があると考えております。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） だから、簡単に言えば、現金で払った場合と、例えば毎年、起債償還をしているやり方と、本論は変わらないと。皆同じ、平等の共通経費で行いますよと。ただ、その分を遡って一括で皆さんに負担を求めるのはかなり厳しいから、他の起債償還と同じように、毎年ずつそれを割った段階で、何回に割るか分かりませんが、その分について償還をして、吉野署に大きく出されていたところには、逆にその分がプラスになるという考え方でよろしいということですね。

○議長（南 満君） 梅野事務局長。

○組合事務局長（梅野正和君） ただいま議員がお述べのとおりでございます。当該年度のサービスについては、財源に関係なく、等しく負担しようという考えで検討を進めているところでございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ここでちょっと1つだけ、誤解がないように言っておきたいのですが、なぜこの部分をご指摘させていただいたかということ、制度の変更によって格差が生じたからということなんです。それで平等性がちょっと崩れているというところにあります。共通経費になる前のものも何でもかんでも共通経費にしまえという意味ではないので、そこだけちょっと誤解のないようお願いしたい。それは、先ほどからしつつく言っています原理の軸となった負担割合、これは変わらないわけでありまして、制度上の変更によって生じたものは、やっぱり解消いただきたいという意味ですので、もう一度、繰り返してお伝えしておきます。

それでは、最後に3番ですが、自己賄い経費と共通経費の不公正の見直し調整について。

今、それに対する考え方につきましてはお答えいただきました。問題は、令和6年7月11日の組合議会において自己賄い経費と共通経費の不公正についてご指摘させていただ

きました。それからかなり、5ヵ月が経過しておるんですけど、その内容の進捗状況、今、どこまで計算がなされて調査がなされてきているのかということ、それと、この不公平な格差の調整を行うのは何年度の会計から調整されるのかも併せて組合の見解をお聞かせください。

○議長（南 満君） 亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 16番、川田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

前回の議会に引き続いて今回もご質問いただいているわけでございますけれども、先ほどの事務局長の答弁も含め、そういう認識でおるということを改めて申し上げた上で、基本的には、今、正副管理者会議であったりとか、構成しております37の各市町村長にも方向性の説明を行い、今、丁寧な対応を進めているところでございます。目標といたしましては、令和7年度から実施できるように進めていきたいということで、今、調整を図っております。基本的には丁寧に進めながら、皆様のご理解を得て、令和7年度からスタートできるように環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ご答弁、ありがとうございます。

ここでまず、亀田管理者に御礼を申し上げておきたいなど。前回の会議で、負担割合というのは非常に複雑な問題であって、地財法の関係でも非常に難しく、今、並河市長の方でも懸命に、その解明といいますか、取組をやっていただいているということで、その点については心から敬意を表するところであります。

今回、ご答弁いただいた上で何がうれしかったかといいますと、やはりこういった問題が起きたときに、自己の利益に関係なく、組合共同事務という理念に沿って、すぐさま動いていただいて検証に当たっていただいたということ、これは事務を管理する長としての鑑ではないかなと思っております。ここまで率直に、素直に是非を判断して取り組んでいただけることはなかなかない話であろうと思っております。

今、ご答弁でも、令和7年度から調整いただくということもございまして、この内容に反対される首長さんはいらっしゃらないと思いますので、どうか、そこは公平性を求めて、また取り組んで、心の中で「うちは損しているんじゃないか」とか色々あると思いますが、これが一気に解消できるものだと考えております。

改めて、最後に、ここは御礼を申し上げて一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（南 満君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

日程第6 報第6号 和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（南 満君） 日程第6、報第6号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてを議題とし、管理者に報告を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 報第6号、和解及び損害賠償の額の決定の専決処分についてご報告を申し上げたいと思います。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、救急事案で出場していた救急車が私有地である駐車場内に設置されたマンホール上を通過した際にマンホールの蓋を破損させたものでございます。これに対し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページには専決処分書を添付しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。以上で私からの報告を終わります。

○議長（南 満君） ただいまの報告に対し、確認事項はございますか。

4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） この事案に対して、なぜ支払い義務が発生しますか。我々が考えて、共済としたら、民法709条に基づいて、不法行為に対して賠償責任を負うと。だから、これ、なぜこちらに賠償する義務が発生するわけですか。進入防止とか重量制限があったら分かりますよ。何もないのに賠償する必要があるわけですか。どうしてこっちは不法行為をやっておるわけですか。ご答弁をお願いします。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。4番、竹邑議員のご質問にお答えいたします。

公用車の交通事故があった際には、その一件一件の状況を踏まえまして、加入しております全国市有物件共済会で判定していただいております。

今回の事故に関しましては、マンホールの蓋が私有地にあったこと、その私有地は、十分、救急車が避けて通れる広さがあったことから、避けるべきであったという判断の下に、国家賠償法第1条に基づきまして、地方公共団体の過失ということで賠償させていただくものでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） こちらが考えたら、共済は、ただ金額が少ないからって支払いが来たわけでしょう、単純に考えたら。通常走行をしとるわけですよ。別にこれは隊員を責めるわけにいきませんよ。今後とも、一応、注意をお願いしたいんですけど、これなんかは隊員に不法行為は全くないわけですよ。管理責任と言うたら、民法715条に基づいてやるのやったら、向こうはマンホールに対して管理責任があるわけですよ。今回、これを支払ったのは、これは結果論ですけど、隊員を責めないで、今後とも、十分、注意をお願いしますやろうか。よろしく頼みます。

○議長（南 満君） 答弁はよろしいですか。

○4番（竹邑利文君） はい。

○議長（南 満君） 他にはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ないようでございますので、報第6号を終わります。

日程第7 議第13号 財産の取得について

日程第8 議第14号 財産の取得について

○議長（南 満君） 日程第7、議第13号、日程第8、議第14号を一括議題といたし

ます。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第13号、議第14号、財産の取得について、一括してご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。参考資料につきましては1ページとなります。

本案件は、奈良県広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議第13号につきましては、車両更新計画に基づき、高規格救急自動車6台を買い入れるため、議決を求めるものでございます。一般競争入札の結果、奈良トヨタ株式会社と1億7,490万円で仮契約をしております。

参考資料の裏面2ページには仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、議第14号についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。参考資料は3ページとなります。

本件も、同じく救助工作車1台を買い入れるため、議決を求めるものでございます。

一般競争入札の結果、株式会社モリタと1億4,190万円で仮契約を締結いたしております。

参考資料4ページには仮契約書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上2件の財産の取得について、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） 13号に関しまして、これは当然、代替ですわね。というと、これ、このお車は大体何年ぐらいご使用ですか。よろしくお願ひします。

○議長（南 満君） 警防部長。

○警防部長（丸本千彰君） 警防部長の丸本でございます。4番、竹邑議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回出ております救急車につきましては、距離におきまして17万キロ、また、使用年月において、10年を迎える年の前年から車両更新について検討することとされております。

以上でございます。

○議長（南 満君） 4番、竹邑議員。

○4番（竹邑利文君） ありがとうございます。一応、8ナンバーの法定償却は大体8年ですわな。非常に長く使ってもろうてありがとうございます。これからもよろしくお願ひします。

○議長（南 満君） 他にはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第13号、議第14号を個別採決いたします。

議第13号、財産の取得について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案どおり可決されました。

続けて、お諮りいたします。

議第14号、財産の取得について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第14号は原案どおり可決されました。

日程第9 議第15号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（南 満君） 日程第9、議第15号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 議第15号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明させていただきます。

議案書の7ページでございます。参考資料は5ページ以降となっております。

本案は、令和7年3月31日付をもって奈良広域水質検査センター組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合から同組合を脱退させ、奈良県市町村総合事務組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議第15号を原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、議第15号は原案どおり可決され

ました。

日程第10 認第1号 令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（南 満君） 日程第10、認第1号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、管理者に説明を求めます。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 認第1号、令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

別冊になってございます令和5年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算書をお手元にご準備ください。

それでは、決算の概要についてご説明を申し上げます。

初めに、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額142億781万1,000円、歳出総額139億1,551万3,000円、歳入歳出差引額は2億9,229万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2,407万9,000円、実質収支額は2億6,821万9,000円でございます。

資料、お戻りいただきまして、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入からご説明を申し上げたいと思います。

1款、分担金及び負担金、収入済額128億2,254万3,000円。これは、備考欄にありますとおり、各市町村から納入いただきました分担金等でございます。歳入決算全体の90.2%を占めてございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2款、使用料及び手数料、収入済額897万2,449円。主なものは消防法に基づく危険物許認可等の手数料でございます。

3款、国庫支出金、収入済額6,751万3,848円。このうち能登半島地震における緊急消防援助隊の活動費負担金として4,254万9,848円を頂いております。

4款、県支出金、収入済額7,511万2,000円。主に通信指令システム等の整備に伴う県からの補助金でございます。

資料9ページ、10ページをお願いいたします。

5款、財産収入、収入済額1,132万2,826円。主に官公庁オークション利用による車両の売払い収入でございます。

6款、寄附金、収入済額5万円は救急搬送の御礼でございます。

7款、繰入金、収入済額6,432万6,074円。各基金の繰入金でございます。

次に、11ページ、12ページをお願いいたします。

8款、繰越金、収入済額3億6,207万5,982円。

9款、諸収入、収入済額1億1,489万4,472円。主に奈良県消防学校及び防災航空隊への職員派遣に伴う給与費分の収入でございます。

10款、組合債、収入済額6億8,100万円。主に磯城消防署建設事業や車両更新等の

ために発行いたしました起債でございます。

続きまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、議会費、支出済額129万5,207円。

2款、総務費、支出済額5億172万3,731円でございます。こちらは主に事務経費に関する費用でございます、各種システムに関する保守委託料やリース料の費用等となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

3款、消防費、支出済額123億5,894万9,973円でございます、歳出決算全体の88.8%を占めてございます。この消防費のうち、職員給与費に係る部分で消防費全体の84%を占めております。

職員給与費以外で大きなところでは、資料22ページの一番下のところ、12節、委託料で1億6,761万1,516円の支出で、主なものは、24ページ上段のところ、消防救急デジタル無線設備及び消防指令システムの保守点検委託料でございます。

また、17節の備品購入費で4億9,648万4,121円の支出でございますが、これは主に公用車の更新費用でございます。梯子付消防自動車等、合計27台の車両を購入してございます。

次に、26ページでございます。

16節、公有財産購入費で2億1,131万1,690円の支出でございます。これは磯城消防署の移転に伴う用地取得費でございます。

次に、4款、公債費では10億5,354万3,972円の支出となっております。

なお、28ページ以降には財産に関する調書、また、別冊にて監査委員から提出がありました一般会計歳入歳出決算審査意見書、また、一般会計決算に係る主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいております。ご清覧いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で、令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南 満君） これより質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 決算審査、よろしくお願い申し上げます。

まず、令和5年度の決算、目を通させていただきましたが、おおむね適正になされているのではないかなと、このように見ております。

ただ、昨年度、色々質疑等もあったと思うんですが、我々も議員の中で勉強会とかをやっているんですが、まず1点、聞きたいのはトイレカーです。色んな公共団体では、現在、そういったものの設置があるところもあるという状況ですが、広域消防を見た場合、面積的にもかなり広大で、日本でも最大の組合議会であるということからも、今現在、1台もないということに関してはいかがなものかなという意見も多くあります。今年度、決算に係りますものについては当然なかったわけですが、この決算審査を受けた後、来年度の予算というものに入っていくわけですが、そのあたりの見解をお聞かせいただきたい。

あわせて、地震の訓練車みたいなものがございますね。本来、これは県が設置するもの

であると思いますが、そのあたりの考え方も、消防の見解をお願いしたいと思います。

○議長（南 満君） 丸本警防部長。

○警防部長（丸本千彰君） 警防部長の丸本でございます。16番、川田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員ご指摘のとおり、本年2月議会でご質問がございましたトイレカーについてでございますが、必要性は十分認識させていただいております。

全国消防長会への要望、また、能登半島地震の検討会などの場を通じて、国に無償貸与備品としての要望をさせていただいております。また、奈良県に対しても、県の備品としての配備を要望しているところでございます。

以上でございます。

起震車については別の担当からご説明させていただきます。

○議長（南 満君） 岡本予防部長。

○予防部長（岡本寿広君） 予防部長の岡本でございます。

起震車につきましては、防災への関心を高める啓発の1つとして有効であると十分承知しています。一方で、防災の啓発等の主体は県、市町村であることから、消防本部といたしまして、奈良県に対して起震車の整備等を相談させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 大体分かりました。起震車に関しては、消防が手当てしなければならないわけではないのであって、それをやることによって、これも地財法9条に抵触するんじゃないかということもあるので、そこは是非とも、県は前に持っておられたんですけど、多分、廃車なされているんですかね、まず、その手当てを組合からも求めていただきたいなと思います。

それと、トイレカーの方です。これは要望をこれから行っていただくんですかね、いつも、要望を行いますと言って何年も経ってしまっているというのがよくあるので、駄目な場合は、やっぱりどこかで見切りもつけて、購入する場合は購入するという決断もあると思いますので、その辺も併せてご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、18ページなんですけど、償還金、そして利子及び割引料。これは分担金の余りを償還されているものだと思うんですが、これは、会計上、何ら問題ないと思うんですけども、1点だけ、これ、大きく分けたら2種類ありまして、いわゆる過払い金ということで処理されるものと、単なる予算の余りということで処理される部分、大きく分ければ2種類ぐらいあると思うんですが、ただ、誤払い金または過渡し金、こういったものに関しては地方自治法の施行令159条によって戻入をしなければならないということで、会計上、2つのやり方が出てくると思うんです。

今回、令和5年度の決算においては、全部、償還で、返して終わっているということでありまして、そのあたりは、会計上、きっちりしていくべきではないかなと思いますが、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 総務部長の徳永でございます。16番、川田議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度は年度末に返還金という形で市町村に支出させていただきました。この分には令和5年度の予算分と過年度に当たる令和4年度分が含まれておりましたので、過年度分を戻入することができないから返還金とさせていただいたところでございます。ただ、議員からのご指摘も受けまして、今年度の取扱いといたしましては、今年度の分は戻出で市町村にお戻しする、昨年度の繰越金に当たりましては、また返還金という形で、2階建てのような形で手続をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） ありがとうございます。

地財法の規定を用いてやっておられると思いますので、自治法上でも単年度で取り扱える条項はありますので、また、そのあたりも併せて研究をお願いしたいなと思います。

最後に、25ページ、公債費がありますが、これは毎年度、聞いているわけですが、起債発行の残高というものがあります。令和5年度が終わった段階で、起債残高について幾らあるのか、教えていただきたいなと思います。

○議長（南 満君） 徳永総務部長。

○総務部長（徳永達也君） 引き続き、議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度末時点で起債残高が44億7,300万円余りという状況でございます。このうち地方交付税で70%措置のある緊急防災・減災事業債を80%余り、適用を受けておると。これは広域化の1つのメリットであると考えているところでございます。

以上です。

○議長（南 満君） 16番、川田議員。

○16番（川田 裕君） 緊防債が80%って、これはすごい額で効果的であると思います。ありがとうございます。

最後の1点なんですけど、部長ともいつも話ししているんですけど、先ほども誰かから意見がございましたけど、消防の活動というものがもっと皆さんに知れ渡るためにはどうしたらいいのかということで、インスタグラムを始められたということでもありますね。この議員さんの中でも多く、いわゆる旧ツイッターのXとか色々やられている方がいらっしゃいます。是非とも皆さん、リツイートして宣伝してあげていただいて、職員さんの頑張りとか、図画で見ていると非常に分かりやすいところもありますので、並河市長のツイッターも大人気でありますので、どうかよろしくお願い申し上げて、決算審査を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（南 満君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これにて質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

認第1号を原案どおり認定することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

ここで、議会運営委員長から申出がございました閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 満君） ご異議なしと認めます。よって、申出どおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に提出されました議案は全て議了いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（南 満君） ここで、管理者からご挨拶の申入れがございますので、これを許可します。

亀田管理者。

○管理者（亀田忠彦君） 閉会に当たりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、重要な議案をご提案させていただきましたところ、長時間にわたりまして、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜り、本日ここに、全議案、滞りなく議了いただきましたことに心から厚く御礼を申し上げたいと思います。今後とも、奈良県広域消防組合に対しまして、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。先ほど川田議員からありましたように、インスタグラムのフォローを、是非、お願いしたいなと思います。

結びになりますけれども、皆様のますますのご健勝、そしてご活躍を心から祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（南 満君） これをもちまして、令和6年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 南 満

署名議員 沖 優 子

署名議員 小 西 章 裕